

【参考：年間の保険税額】

モデルケースを試算しましたので参考にしてください。また、町ホームページでは、国民健康保険税の簡易的な試算ができます。ぜひ、ご利用ください。

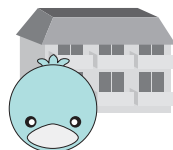


ホームページ QRコード

ひとり世帯

本人 70歳
年金所得 1,000,000円
固定資産税 40,000円

※公的年金の特例のため、15万円を控除して軽減判定されます。



改定前

所得割	43,800円
資産割	4,000円
均等割	25,600円 2割軽減
平等割	4,800円 2割軽減
税額	78,200円

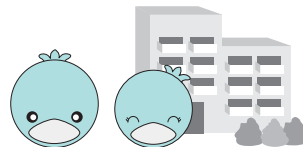


改定後

所得割	50,100円
資産割	4,000円
均等割	34,400円 2割軽減
平等割	4,800円 2割軽減
税額	93,300円

夫婦2人世帯

夫60歳 妻57歳
給与所得
夫 1,200,000円
妻 50,000円
固定資産税 70,000円



改定前

所得割	69,900円
資産割	7,000円
均等割	67,200円 2割軽減
平等割	4,800円 2割軽減
税額	148,900円



改定後

所得割	80,000円
資産割	7,000円
均等割	89,600円 2割軽減
平等割	4,800円 2割軽減
税額	181,400円

家族4人世帯

夫41歳 妻38歳
子10歳・5歳
事業所得
夫 3,000,000円
妻 0円
固定資産税 80,000円



改定前

所得割	233,700円
資産割	8,000円
均等割	122,000円 未就学児軽減
平等割	6,000円
税額	369,700円



改定後

所得割	267,200円
資産割	8,000円
均等割	163,500円 未就学児軽減
平等割	6,000円
税額	444,700円

国民健康保険に加入するとき、やめるときには**14日以内**に届出が必要です。

【届出ができるかた】 本人もしくは同一世帯のかた

※別世帯のかたによる届出の場合、委任状が必要です。

【届出に必要なもの（共通）】 窓口に来るかたの**本人確認**ができる書類

◎加入の届出が遅れると…

国保税は加入の資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

◎やめる届出が遅れると…

国保税と健康保険料の二重払いとなります。また、保険証が手元にあるため、うっかり使って診療を受けると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくことになります。

問合せ＝国保税について 税務課 住民税係 ☎76-5131
資格について 住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

国民健康保険税に関するお知らせ

国民健康保険（国保）は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときに安心して治療を受けるための制度で、皆さんが納める国民健康保険税（国保税）と国・県からの補助金などで支えられています。

広報みさと2月号でお知らせしましたが、医療費の増加などにより財政状況が厳しくなったことに伴い令和5年4月に税率を引き上げる改定を行いました。

国保税は、加入者1人ひとりの**総所得金額等***に応じて計算され、7月以降、世帯主宛てに納税通知書が送付されます。

今回の改定により総所得金額等が変わらない場合でも国保税の負担が増えることとなりますが、国保制度の維持のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。（低所得世帯などに対しては軽減制度があります。）



※総所得金額等とは

給与所得、年金所得、営業所得、農業所得など住民税の課税対象となる所得の合計額です。退職金や失業保険、障害年金、遺族年金など非課税所得は含みません。

【令和5年度からの新税率】

		医療分 賦課限度額65万円		後期高齢者支援分 賦課限度額22万円		介護納付金分*1 賦課限度額17万円	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	所得に対して*2	5.7%	6.8%	2.0%	2.0%	1.4%	1.6%
資産割	固定資産税に対して	10.0%	10.0%	—	—	—	—
均等割	加入者1人当たり	22,000円	33,000円	10,000円	10,000円	10,000円	13,000円
平等割	1世帯当たり	6,000円	6,000円	—	—	—	—

※1 介護納付金分は、40歳以上65歳未満の加入者が対象となります。

※2 所得割の算出は、基礎控除として所得から43万円を控除します。

【国保税の軽減制度について】

●低所得世帯に対する軽減

世帯の所得額が次の基準以下に該当する場合は、均等割、平等割の額が軽減されます。申請する必要はありませんが、所得の申告をしていないと軽減が適用されません。

軽減割合	軽減の基準 前年の世帯総所得金額など（世帯主、国保加入者および特定同一世帯所属者*の所得の合計額）
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円＋29万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円＋53.5万円×加入者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度（後期）に移行されたかたのうち、後期に加入した後も継続して同一世帯に属するかたです。

●未就学児（小学校入学前の子ども）に対する軽減

未就学児である加入者の均等割額について、2分の1が減額されます。申請の必要はありません。

●失業者に対する軽減

会社の倒産・解雇などの理由で離職した場合は、国保税が軽減される制度があります。詳しくは、住民保険課 保険年金係までお問い合わせください。